

瀬戸市休日保育事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第13号

瀬戸市休日保育事業実施規則の一部を改正する規則

瀬戸市休日保育事業実施規則（平成24年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用の徴収) 第6条 市長は、瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）第6条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項又は法第56条第2項の規定に基づき、事業を利用している児童（以下「利用児童」という。）の保護者から、次の表に定める費用の額を徴収する。ただし、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）及び法第6条の4に規定する里親に委託された児童がいる世帯（里親委託された児童に限る。）に属するときは、市長は、そ	(費用の徴収) 第6条 市長は、瀬戸市保育所条例（昭和47年瀬戸市条例第5号）第6条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項又は法第56条第3項の規定に基づき、事業を利用している児童（以下「利用児童」という。）の保護者から、次の表に定める費用の額を徴収する。ただし、保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）及び法第6条の4に規定する里親に委託された児童がいる世帯（里親委託された児童に限る。）に属するときは、市長は、そ

の全額を免除することができる。		の全額を免除することができる。	
利用児童の区分	費用の額（1人あたりの日額）	利用児童の区分	費用の額（1人あたりの日額）
3歳未満児	<u>1,000円</u>	3歳未満児	<u>2,500円</u>
3歳以上児	<u>500円</u>	3歳以上児	<u>1,500円</u>
備考 <省略>		備考 <省略>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。